

平成29年度由布市地域防災計画修正業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

本要領は、「平成29年度由布市地域防災計画修正業務」について、単純な価格競争による業者選定ではなく、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

平成29年度由布市地域防災計画修正業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から平成30年2月9日（金）

(3) 業務内容

別紙「平成29年度由布市地域防災計画修正業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託限度額

本委託の上限は、4,752,000円（消費税及び地方消費税含む）として、これを越える提案は、失格と見なす。

3. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 由布市の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) このプロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、由布市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年間（平成24年度以降）に、地方自治体等において、地域防災計画等の計画・修正業務や防災計画関連マニュアル等の受注実績を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 業務実施にあたり、緊急時にも速やかに打合せができる体制が取れること。

4. 選定日程

予定として、次の日程のとおりとする。

7月21日（金）～ 8月9日（水） 実施要領・業務仕様書等の配布（ホームページへ

7月21日（金）～ 8月 3日（木）	掲載）及びプロポーザル参加申込受付
8月 9日（水）まで随時	実施要領・業務仕様書等の質問受付
8月 9日（水）～ 8月15日（火）	実施要領・業務仕様書等の質問回答
8月18日（金）～ 9月 1日（金）	参加資格審査に基づく参加資格審査結果を通知
9月 4日（月）	企画提案書等の提出
9月 7日（木）	事業者選定会（プレゼンテーション）開催
9月中旬契約	公募型プロポーザル受託者特定を通知

5. 選定委員会の設置

委託業務事業者を選定するため、本市職員等で構成する由布市地域防災計画修正業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

6. プロポーザルへの参加申込

（1）参加申込

- ① プロポーザルに参加を申し込む事業者は、「公募型プロポーザル参加申込書（兼要件書）」（様式1）に次の書類各1部を添付し、由布市に提出すること。

ア）平成29年度競争入札参加資格（様式1に含む）

イ）由布市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式2）

ウ）地方自治体等への導入実績調書（契約書の写し含）（様式任意）

※導入実績調書記載事項

・事業概要等（発注者（市町名）、業務名、請負金額、契約期間、URL）

エ）会社概要（所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの）*パンフ等任意様式

オ）その他由布市が必要と認める書類

- ② 申込書の提出場所は、由布市防災安全課（12. 問い合わせ先）へ持参又は郵送（いずれの方法も提出期限内必着）とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

（2）参加資格審査並びに通知及び参加の辞退

- ① 参加資格の審査については、申込書及び添付書類を審査し、参加資格の有無を「参加資格審査結果通知書」（様式3）によりその旨を通知する。
- ② 参加事業者は、「公募型プロポーザル参加辞退届」（様式4）の提出により、いつでも当該プロポーザルの参加を辞退することができる。

7. 質問の受付及び回答

（1）質問書の提出

プロポーザルの実施及び契約に関する質問の受付を次のとおり行う。

- ① 受付期間：平成29年 7月21日（金）8時30分から
平成29年 8月 3日（木）17時まで

- ② 提出方法：「質問書」（様式1-1）に質問事項を記載し、電子メールに添付すること。
なお、送信題名は、「プロポーザルに関する質疑(株)…提出年月日」とすること。

③ 提出先メールアドレス：bosai@city.yufu.oita.jp

(2) 質問の回答

7. (1) で提出された質疑については、「質問回答書」(様式1-2)を随時、事業者に電子メールで回答するとともに、由布市ホームページに掲載する。期日は、平成29年8月9日(水)まで。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 提案書

任意書式、A4版縦長用紙を用いて横書両面で作成し、図面等補足資料がA3用紙の場合は、A4版に折り込むこと。

「平成29年度由布市地域防災計画修正業務委託仕様書」に記載する業務内容を全て記述していること。

② 見積書(任意様式)

仕様書に従い、必要な経費を見積もること。

ただし、2.(4)で示した委託限度額(4,752,000円)を超えないこと。

見積書の提出部数は、1部とする。

(2) 提出部数正本各1部、副本各10部。

(3) 提出方法等

① 提出期限：平成29年9月1日(金)17時まで

② 提出先：由布市防災安全課(12.問い合わせ先)まで

③ 提出方法：提出期限内に持参(土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時まで)又は郵送(必着)とする。

なお、郵送の場合は、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) その他

① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。

② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することは出来ない。

③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。併せてその者に対し指名停止措置を行う場合がある。

④ 提出書類一式については返却しない。

⑤ 提出書類の作成及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。

⑥ 提出書類については、当該提案者に対して無断で二次的な使用は行わない。

⑦ 契約履行過程で生じる製作物の著作権は、由布市に帰属する。

⑧ 提出書類は、情報公開請求により開示することがある。但し、応募者の正当な利益が害される恐れがあると本市が認めた箇所については、公表しない。

9. 事業者選定会(プレゼンテーション)の実施

事業者選定委員会への参加を要請する事業者には、平成29年9月1日(金)までに、様式5により電子メールにて参加要請を行う。

(1) プレゼンテーション

- ① 日時：平成29年9月4日（月）13時30分を予定。
- ② 内容：プレゼンテーションの時間は、1事業者につき30分（企画提案内容についての説明20分、質疑応答を10分）とする。
- ③ その他順番は、由布市による抽選のうえ決定する。会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコン等その他必要な機材は、全て提案者が用意すること。

10. 審査方法等

(1) 審査基準

NO.	評価項目	評価の視点	評価点
1	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	10
2	業務執行技術力	業務を遂行するために必要な知識・経験	10
3	提案事項を実施するにあたっての取り組み方針	業務の理解度はあるか	15
4	現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か	20
5	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか 検討項目の内容は具体的で量も妥当か 見直しの課題整理はできているか 概要版の内容は適当か 災害発生時や緊急時に活用しやすいものとなっているか	40
6	価格評価	見積内容に妥当性はあるか	5
合 計			100

(2) 採点方法

- ① 選定委員会が、企画提案書、プレゼンテーションにおいて、審査基準により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点をする。
- ② ①の結果、最高得点を得た事業者を契約候補者に特定し、次点1社を選定する。
- ③ ②の結果において、2以上の事業者があった場合には、審査基準の現況・課題への理解度及び提案内容の的確性の合計得点が高い候補者に特定する。
- ④ ③の結果、得点が同点の場合には、くじ引きとする。
- ⑤ プレゼンテーションに参加することができない、もしくは途中退席などにより評価採点を完全に行うことができない委員があった場合には、その委員の評価採点を無効とする。

11. 審査結果及び契約

(1) 審査結果の報告

選定委員会は、審査した結果を市長に報告しなければならない。市長は、提案者(書)を特定する。

(2) 審査結果の通知

全ての提案者に対して、平成29年9月7日（木）発送予定で審査結果を「プロポーザル審査結果通知書」（様式6）により通知するものとする。

（3）契約の締結

審査結果に基づき、特定した受託事業者と企画・内容等の仕様について調整の上、契約を締結する。特定した受託事業者が、企画提案書の提出期限後に参加資格要件に該当しなくなった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合には、審査結果が次点の提案者と契約を締結することができる。

12. 問い合わせ先

由布市役所防災安全課

担当者：長尾 郁

所在地：〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

電話：097-582-1140（直通）

FAX：097-582-3971

メールアドレス：bosai@city.yufu.oita.jp